

品川区公私立幼稚園等連絡協議会要綱

改正 昭和 56 年 6 月 2 日 区長 決定
改正 平成 13 年 5 月 21 日 要綱第 142 号
改正 平成 16 年 5 月 26 日 要綱第 88 号
改正 平成 17 年 5 月 10 日 要綱第 49 号
改正 平成 20 年 6 月 25 日 要綱第 103 号
改正 平成 21 年 3 月 31 日 要綱第 261 号
改正 平成 25 年 7 月 9 日 要綱第 116 号
改正 平成 26 年 7 月 7 日 要綱第 98 号
改正 平成 27 年 3 月 24 日 要綱第 126 号
改正 平成 30 年 6 月 22 日 要綱第 153 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区公私立幼稚園等連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、区内公私立幼稚園、保育所相互の円滑な連絡、協調体制を維持し、あわせて幼児教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 公私立幼稚園の設置および運営に関すること。
- (2) 私立幼稚園の振興充実に関すること。
- (3) 幼稚園と保育所との連絡調整に関すること。
- (4) その他、協議会が必要と認めたこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 品川区私立幼稚園協会理事、監事および会計担当 8 名
- (2) 区に勤務する職員 3 名

2 前項第二号の職員は、子ども未来部長、子ども未来部子ども育成課長、子ども未来部保育課長、子ども未来部保育支援課長とする。

(会長および副会長)

第 4 条 協議会に会長 1 名、副会長 1 名を置く。

2 会長は、子ども未来部長をもってあて、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、品川区私立幼稚園協会会長をもってあて、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の開催)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、協議会に諮り、委員のほか協議事項に関係のある者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、子ども未来部保育支援課に置く。

(部会)

第8条 専門事項を検討するため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。